

# 社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

## (報酬)

第2条 役員及び評議員に対する報酬は、次のとおりとする。

- (1) 会長 月額5万円
- (2) 役員（会長を除く。）及び評議員 無報酬

2 前項第1号の報酬に対応する会長の勤務形態は、次のとおりとする。

- (1) 週2日の決裁日
- (2) 小千谷市社会福祉協議会が実施する事業への参加
- (3) 各種関係団体等からの依頼による参加

3 報酬の支給時期及び支給方法等については、社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会職員給与規程（平成11年4月1日施行）を準用する。

## (費用弁償)

第3条 役員及び評議員が招集に応じ、又は職務のために旅行したときは、その都度別表第1により費用弁償として旅費を支給する。

2 車賃は、市内旅行にあっては、別表第2による地域のみとし（片道2キロメートル以上）、市外旅行にあっては、別表第2により計算した額と、小千谷市職員の旅費支給に関する条例（昭和29年小千谷市条例第18号）の定めるところによる額の合計額とする。

3 前2項に定めるもののほか、役員及び評議員に支給する旅費については、職員に支給する旅費の例による。

## (公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (委任規定)

第5条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロメー トルにつき)	日当(1日につき)		宿泊料(1夜につき)	
				市外	市内	県外	県内
普通旅 客運賃	1等	実費	40円	2,600円	1,500円	13,100円	11,800円

備考

- 1 県外旅行の場合は、交通費として1日につき700円加算する。
- 2 船賃は所定の等級のないときは、その最高運賃とする。

別表第2（第3条関係）

## 市内路程表（片道）

(単位：km)

町名	路程	町名	路程	町名	路程	町名	路程	町名	路程
上ノ山	2.1	塩殿	9.4	真皿	11.9	栗山	15.0	稻場	7.8
元町	2.6	卯ノ木	9.1	冬井	14.5	本村	12.3	屋敷	7.8
日吉	2.3	上片貝	5.8	戸屋	15.6	千三	12.7	四之町	7.9
船岡	2.4	打越	3.2	塩谷	14.0	源藤山	14.1	高見	8.1
栄町	2.8	上村	3.2	荷頃	11.5	石名坂	11.6	新屋敷	8.0
稗生	4.4	水口	3.2	蘭木	12.4	中山	11.9	五之町	8.4
東栄	3.0	滝谷	3.4	岩間木	10.4	芋時	11.8	八島	8.9
元中子	3.5	藤田沢	3.9	首沢	11.2	市之沢	8.0	沼田	8.0
信濃町	3.8	高畠	3.5	朝日	8.6	山新田	9.1	池津	7.6
山寺	3.6	茶合	4.8	寺沢	8.2	芹久保	11.0	山屋	6.1
旭町	3.3	二俣	5.3	中山	9.9	若柄	10.1	鴻巣	5.1
木津町	5.1	遡入	5.8	小栗山	10.3	北山	13.3		
木津団地	4.2	四ツ子	3.9	桂	12.9	孫四郎	15.4		
津山町	4.1	千谷川	2.3	岩沢山谷	13.5	高梨	6.3		
浦柄	6.6	時水	2.1	市ノ口	14.7	五辺	7.5		
横渡	5.1	山谷	2.3	岩山	16.3	一之町一区	6.8		
山本	3.6	藪川	2.3	池ノ又	16.9	一之町二区	7.2		
西中	3.1	三仏生	4.5	田代	18.0	一之町三区	7.2		
谷内	3.9	千谷	3.1	小土山	19.1	一之町四区	7.4		
池ヶ原	6.4	小栗田	3.4	外之沢	19.8	一之町五区	7.2		
古田	7.3	坪野(下)	4.2	大崩	16.8	二之町	7.4		
池中新田	6.7	内ヶ巻	14.0	池之平	17.6	茶畠	7.5		
坪野(上)	10.9	川井本田	11.8	上沢	13.5	町裏	7.5		
細島	10.3	新田	11.3	万年	13.4	表三之町	7.7		

車賃を計算するときは、1km未満の端数を切り捨てる。（往復の場合は倍額後）